

2025 年 10 月 7 日

子育てグリーン住宅支援事業事務局

子育てグリーン住宅支援事業 新築賃貸自社施工物件の交付申請に係る宣誓書 新旧対照表

子育てグリーン住宅支援事業の新築賃貸自社施工物件の交付申請に係る宣誓書を 2025 年 10 月 7 日付で改定します。

改定内容は以下の通りです。

(赤字部分が改定箇所)

改定後 (2025 年 10 月 7 日付)	現行
子育てグリーン住宅支援事業 新築賃貸自社施工物件の交付申請に係る宣誓書	子育てグリーン住宅支援事業 新築賃貸自社施工物件の交付申請に係る宣誓書
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
第 2 条 (本交付申請の交付) 国及び子育てグリーン住宅支援事業事務局 (以下「本事務局」といい国と総称して「事務局等」という。) は、住宅支援事業者の提出する本交付申請について本補助金の交付決定 (以下「本交付決定」という。) を行った後、以下の i 又は ii のいずれか早い日に、住宅支援事業者が指定した口座に振込むことで本補助金を交付することを予定しており、住宅支援事業者は、その旨を確認する。 (i) 令和 7 年度末 (補助事業が、長期優良住宅又は ZEH 水準住宅に係るものである場合は、令和 8 年 4 月末) (ii) 住宅支援事業者の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日	第 2 条 (本交付申請の交付) 国及び子育てグリーン住宅支援事業事務局 (以下「本事務局」といい国と総称して「事務局等」という。) は、住宅支援事業者の提出する本交付申請について本補助金の交付決定 (以下「本交付決定」という。) を行った後、以下の i 又は ii のいずれか早い日に、住宅支援事業者が指定した口座に振込むことで本補助金を交付することを予定しており、住宅支援事業者は、その旨を確認する。 (i) 令和 7 年度末 (ii) 住宅支援事業者の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日
第 3 条 (本交付決定の取り消し) 本交付申請について、交付決定を受けた後であっても、本宣誓書に定める事項への違反が確認された場合、補助対象要件を満たすことの完了報告が正しく提	第 3 条 (本交付決定の取り消し) 本交付申請について、交付決定を受けた後であっても、本宣誓書に定める事項への違反が確認された場合、補助対象要件を満たすことの完了報告が正しく提

出されなかった場合、又は、補助金の受領期日又は最終支払日（令和 8 年 3 月 31 日。補助事業が、長期優良住宅又は ZEH 水準住宅に係るものである場合は、令和 8 年 4 月 30 日）までに事務局等の責によらない事由により、事務局等が住宅支援事業者に本補助金を交付することができない場合は、本事務局が本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とできること、及び、本事務局が本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とする場合であって、既に補助金が交付済みである場合には、住宅支援事業者は、本補助金の交付規程の定めに従い、本補助金を返還しなければならないことを確認する。 第 4 条（略） 令和 7 年 6 月制定 令和 7 年 10 月改定	出されなかった場合、又は、補助金の受領期日又は令和 8 年 3 月 31 日までに事務局等の責によらない事由により、事務局等が住宅支援事業者に本補助金を交付することができない場合は、本事務局が本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とできること、及び、本事務局が本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とする場合であって、既に補助金が交付済みである場合には、住宅支援事業者は、本補助金の交付規程の定めに従い、本補助金を返還しなければならないことを確認する。 第 4 条（略） 令和 7 年 6 月制定 (新設)
---	--